

令和2年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日(月)午後1時55分から午後4時03分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 7階委員会室

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 磯部高志

農地調整係 係長 飯島浩之

主査 飯塚康夫

主事 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和2年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

農業委員会等に関する法律第29条第2号の規定により、推進委員は担当区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べる

ことができます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は16名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号13番 野村春男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条592番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は7km、所要時間は15分です。大農機具又は家畜の所有状況は、ヒツジ16頭、草刈機1台を所有しており、トラクター1台を購入予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は545日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思

われます。

3条593番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は7km、所要時間は15分です。大農機具又は家畜の所有状況は、ヒツジ16頭、草刈機1台を所有しており、トラクター1台を購入予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は545日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条594番 契約内容は区分地上権の設定25年。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は、中ほどにある2つの項目を満たす必要があります。

まず、「1 その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない」こと。こちらは、事務局で現地を確認させていただいておりまして、特に問題はございませんでした。

次に、「2 その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」こと。これは、申請地に地上権、賃借権等、所有権以外の権利が設定されている場合に、その地上権者、賃借人等にあたる者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地は自作となっております、その所有者であり耕作者でもある者の同意は得ていることになるため、「該当なし」と考えられます。以上、2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われます。案内図をご覧ください。緑色で囲まれた部分になります。今回の申請地はこの筆の黒く塗りつぶされている部分になります。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条33番について報告します。

本願いは、農業用倉庫の敷地として利用するため、規則第29条第1号の該当証明をしていただきたいという案件です。

まず、「願出に係る事項」ですが、願出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、願出地はすでに「宅地」として利用されています。東は「畑」、西は「畑」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願

のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条763番について報告します。

本申請は、仮設の迂回道路及び作業スペースとして一時転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「市道幅員8m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「仮設の迂回道路及び作業スペースとしての一時転用」であり、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第1号イの一時的な利用に供するもので、農振計画の達成に支障を及ぼさないものに該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条764番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員10m」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条765番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑・雑種地」、西は「宅地・畑」、南は「雑種地・畑」、北は「畑・市道幅員4m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条766番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地・田」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「水路」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思

われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条767番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「原野」、南は「水路」、北は「山林・宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「資材置場」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条768番について報告します。

本申請は、店舗併用住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「山林」、南は「畑」、北は「宅地・認定外道路幅員4m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「店舗併用住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条769番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該

当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「雑種地」、西は「水路」、南は「市道幅員 8 m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5 条 7 7 0 番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「国道幅員 1 2 m」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 3 種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5 条 7 7 1 番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員 3 m」、西は「畑」、南は「市道幅員 6 m」、北は「市道幅員 3 m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 3 種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5 条 7 7 2 番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「田」、北は「認定外道路幅員4m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地460番について報告いたします。

願出地の状況は、駐車場でございます。また、空中写真撮影記録証明書から、昭和50年以前より既に非農地の状態であることが確認できます。願出地は、周囲の農地より約2m盛土され、碎石で整備されておりました。土砂が流れないようにコンクリートの仕切りがありました。よって、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地461番、462番について報告いたします。

非農地証明の妥当性を判断するにあたり、現地調査を行ったところ、願出地は山の裾野にありました。昔は、昭和の初期に開墾した農地として耕作されていたようですが、現在は杉の木が生えていることを確認しました。周囲の状況も山林でございます。今後、農地として復元することは著しく困難と判断いたしました。よって、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地463番について報告いたします。

願出地の地目は畑ですが、平成6年以前より宅地として使用されており、空中写真撮影記録証明書で確認ができています。倉庫の床面はコンクリートで舗装されており、農地として復元することは困難であると考えま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

非農地460番について質問いたします。

この場所は土地改良がされたところですよ。今までこの状況を見逃していたということでしょうか。

事務局

回答いたします。こちらの土地については、土地改良のエリアには入っていますが、土地改良実施前から非農地の状態であり、その状態のまま換地されているという状況であります。

15番
澁江委員

わかりました。

(大拙 孝委員 挙手)

議長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

非農地460番についてですが、こちらは換地後の地番ですよね。そもそも、土地改良のエリアに入っていることがまず問題であると思います。土地改良のエリア内ということは国庫補助がありますよね。農地として換地処分した土地が、非農地状態であったということは聞いたことがありませんが、どういうことなのでしょう。

事務局

こちらの土地は土地改良された形跡があるのですが、農振農用地ではありませんでした。そこで、昭和60年の空中写真を確認したところ、その時点で農地ではない土地利用をされていたので、土地改良のエリアに入れたことがおかしいのではないかと、本来であれば除くべき土地であるのではないかと事務局でも疑問に思ったところです。しかしながら、20年以上非農地の状態であり、農地に復元することが困難であるという状況から、非農地証明が妥当であると判断いたしました。

12番
大拙委員

現地はトラクターが入れる状況ではないのですか。

9番
若田部委員

現地は砂利で固められており、トラクターを使用して農地に復元はできない状況でした。

12番
大拙委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩 15 : 30 から 15 : 40)

休憩前に引き続き議事を続行いたします。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外74番について報告します。

本申出については、家族が所有する申出地に一般住宅を建築する計画であります。事務局から説明があったとおり、申出地は農業振興地域内の農用地区域であり、一般住宅を建築するにあたり、農用地区域の変更の申出がありました。現地調査によると、許可基準は満たしていると考えました。

よって、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、164番、219番、247番、248番、250番、273番、324番、329番、334番、362番について、議席番号12番 大拙 孝委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、164番、219番、247番、248番、250番、273番、324番、329番、334番、362番について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙 孝委員 退室15:50)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、164番、219番、247番、248番、250番、273番、324番、329番、334番、362番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、164番、219番、247番、248番、250番、273番、324番、329番、334番、362番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙 孝委員 入室15:51)

次に、利用権設定関係の120番、151番、173番、194番について、議席番号15番 澁江修身委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の120番、151番、173番、194番について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江修身委員 退室15:52)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の120番、151番、173番、194番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の120番、151番、173番、194番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室15:53)

次に、利用権設定関係の184番について、議席番号7番 小林秀男委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の184番について審議します。小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林秀男委員 退室15:54)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の184番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の184番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林秀男委員 入室15:55)

次に、利用権設定関係の299番について、議席番号11番 本島光雄委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の299番について審議します。本島光雄委員の退室をお願いします。

(本島光雄委員 退室15:56)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の299番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の299番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。本島光雄委員の入室をお願いします。

(本島光雄委員 入室15:57)

次に、議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、120番、151番、164番、173番、184番、194番、219番、247番、248番、250番、273番、299番、324番、329番、334番、362番以外の案件及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、120番、151番、164番、173番、184番、194番、219番、247番、248番、250番、273番、299番、324番、329番、334番、362番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の20番、22番、78番、79番、120番、151番、164番、173番、184番、194番、219番、247番、248番、250番、273番、299番、324番、329番、334番、362番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年10月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号「農用地利用配分計画案につ

いて」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

16時03分閉会